

転入・転出される方へ



～引っ越したときの投票は？～

～ 久留米市長選挙の投票日は1月21日(日)です ～

期日前投票期間:1月15日(月)から1月20日(土)

引っ越しの種類	あなたの届出日など	投票の可否など	備考
久留米市内間で転居 〔久留米市から 久留米市へ〕	転居届を提出した日が 平成29年12月19日まで	○ 投票できます (届出後の住所の投票所)	入場券を ご確認ください
	転居届を提出した日が 平成29年12月20日以降	○ 投票できます (届出前の住所の投票所)	
久留米市へ転入 〔久留米市外から 久留米市内へ〕	本市へ転入の届出をした日が 平成29年10月13日まで	○ 投票できます	
	本市へ転入の届出をした日が 平成29年10月14日以降	× 今回の市長選挙は 投票できません	
久留米市から転出 〔久留米市内から 久留米市外へ〕	本市からの転出(予定)日が 平成30年1月14日まで	× 今回の市長選挙は 投票できません	
	本市からの転出(予定)日が 平成30年1月15日から 平成30年1月20日まで	△ 転出(予定)日まで は期日前投票がで きます。	転出(予定)日の 翌日以降は投票で きません
	本市からの転出(予定)日が 平成30年1月21日以降	○ 投票できます	入場券を ご確認ください

【注意】

※市長選に投票できる場合は、久留米市選挙管理委員会から平成30年1月15日までに「投票所入場券」をお送りします。

※上の表はあくまで一般的な場合です。短期間での転出・転入や、遡っての転出の届出など、例外的な場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市選挙管理委員会事務局 電話 0942(30)9238